

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木町長 伊藤 良春

市町村名 (市町村コード)	三木町 (341)
地域名 (地域内農業集落名)	平井地区 (池戸、平木、鹿伏、井上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月7日 (2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農用地は、圃場整備事業で整備された農用地が多く、地域内外の土地利用型の集落営農法人や認定農業者が多く集積している。また、イチゴの施設栽培も盛んで新規就農者も多い。農業者の高齢化や後継者不足はあるが、集落営農法人等が規模拡大を図り、遊休農地等を防いでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域は地域内外からイチゴの新規就農者も着実に増えているため、高収益であるイチゴを中心に稼げる農業体制を構築し、新規就農者の確保に努める。また、近年米麦に加え、地域外の畜産農家と連携し、耕畜連携等によるWCS栽培が今後も増える見込みである。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	348 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	195 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地機構を活用して、地域の新規就農者や認定農業者を中心に農用地の集積、集約化を推進し、農用地の集約化を図る。地域で対応できない農用地については、地域外の担い手に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の高齢化により、今後も経営規模を縮小したり離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農用地の所有者の意向を踏まえた上で農地機構に貸し付けし、農用地を地域内の新規就農者や担い手を中心に集積・集約していき、引き受け手がいないときは地域外の担い手に集積する。
(3)基盤整備事業への取組方針
既に実施しているところが多く、新たな計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
東讃農業改良普及センターと協力連携して、認定農業人材等の多様な経営体の掘り起こしや確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
非担い手農家を中心に農業支援グループ等への委託作業を利用し農地の維持管理を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑨近年の飼料高や麦の単価安に対応するため、地域内外の畜産農家と連携し、耕畜連携によりWCSや飼料作物を増やす。				